



運送に関する契約:契約金額が1万円以上10万円以下のもの200円、10万円超~50万円以下は400円、50万円超~100万円以下は1,000円の印紙、1万円未満は印紙不要

選挙運動用自動車の一般運送契約書 (一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約)

柴田町議会議員一般選挙候補者 **選 挙 い く よ** (以下「甲」という。)と はなみ運輸株式会社 代表取締役 花見太郎(以下「乙」という。)は、選挙運動 用自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

1	内 容	公職選挙法第141条の規定による選挙運動用自動車の一般運送 契約
2	車種及び登録番 号又は車両番号	乗用自動車ワゴンエース 宮城301 あ12-34
3	台数	1台
4	使 用 期 間	令和O年O月OO日から令和O年O月OO日まで(O日間)
5	契約金額	OOO, OOO円(消費税を含む。) (内訳:1日当たりOO, OOO円×O日間)
6	請求及び支払	この契約に基づく契約金額について、乙は、柴田町議会議員及 び柴田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規 定に基づき、柴田町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な 手続を遅滞なく行わなければならない。 なお、柴田町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、 甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。 ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該 当した場合は、乙は柴田町に請求できない。
7	その他	

甲及び乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

令和○年○月○○日

甲 柴田町議会議員一般選挙候補者

住所 柴田町〇〇△△□□12番34号

氏名 選 挙 い く よ

乙 住所 **柴田町●●○丁目△番□号**

名称 はなみタクシー株式会社

氏名 代表取締役 花見 太郎

選挙



参考 5 **作 成 例**

* 動産の 賃貸借契約 のため収入 印紙は不要 ・個別契約の自動車の借入れは、選挙運動期間中の車両本体分のみが公費負担対象のため、契約に、それ以外の期間の車両借入分や看板・スピーカー設置等の附帯料金が含まれる場合は、明示すること。

選挙運動用自動車賃貸借契約書

柴田町議会議員一般選挙候補者 **選 挙 い く よ** (以下「甲」という。)と **あじさいレンタカー株式会社 代表取締役 紫陽花二郎**(以下「乙」という。 は、選挙用運動用自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

1	内 容	公職選挙法第141条の規定による選挙運動用自動車の賃貸借
2	車種及び登録番 号又は車両番号	乗用自動車ワゴンエース 宮城301 か56-78
3	台数	1台
4	使 用 期 間	令和O年O月OO日から令和O年O月OO日まで(O日間)
5	契 約 金 額	OO, OOO円 (消費税を含む。) (内訳:1日当たりOO, OOO円×O日間)
6	請求及び支払	この契約に基づく契約金額について、乙は、柴田町議会議員及び柴田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づき、柴田町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。 なお、柴田町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。 ただし、甲が公職選挙法第93条 (供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は柴田町には請求ができない。
7	その他	契約金額のうち、公費負担対象として車両本体分(〇〇, 〇〇〇円: 1 日当たり〇〇, 〇〇〇円×5日間)、公費負担対象外として選挙運動期間以外の車両本体分(〇〇, 〇〇〇円: 1日当たり〇〇, 〇〇〇円×〇日間)及び看板・スピーカー設置代(〇〇, 〇〇〇円)

甲及び乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

令和○年○月○○日

甲 柴田町議会議員一般選挙候補者

住所 柴田町〇〇△△□□12番34号

氏名選挙いくよ

乙 住所 **柴田町▲▲123番地**

名称 あじさいレンタカー株式会社

氏名 代表取締役 紫陽花二郎





参考6 作成例

※ 売買(3 か月以内)契 約のため収入 印紙は不要

選挙運動用自動車燃料供給契約書

柴田町議会議員一般選挙候補者 選 挙 いくよ (以下「甲」という。)と さくら石油株式会社 代表取締役 桜 三郎(以下「乙」という。)は、選挙用運 動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

1	内 容	公職選挙法第141条の規定による選挙運動用自動車の燃料供給
2	供給する期間	令和3年3月16日から令和3年3月20日まで(5日間)
3	供給場所	所在地 柴田町■■4丁目5番6号 名 称 さくら石油株式会社
4	供給を受ける車種及び 登録番号又は車両番号	乗用自動車ワゴンエース 宮城301 か56-78
5	契約金額	単価1リットル当たり 〇〇〇 円 (消費税を含む。)とし、2の 供給する期間中の供給総量に単価を乗じた額とする。
6	請求及び支払	この契約に基づく契約金額について、乙は、柴田町議会議員及 び柴田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規 定に基づき、柴田町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な 手続を遅滞なく行わなければならない。 なお、柴田町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、 甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。 ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該 当した場合は、乙は柴田町に請求できない。
7	その他	

甲及び乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

令和**〇**年**〇**月**〇**〇日

甲 柴田町議会議員一般選挙候補者

住所 柴田町〇〇△△□□12番34号

氏名 選挙 いく よ

乙 住所 柴田町■■4丁目5番6号

名称 **さくら石油株式会社**

氏名 代表取締役 桜 三郎

運業



参考7 **作 成 例**

※雇用契約 のため収入 印紙は不要

選挙運動用自動車運転手雇用契約書

柴田町議会議員一般選挙候補者 選 挙 いくよ (以下「甲」という。)と ゆ ず 史 郎 (以下「乙」という。)は、選挙用運動用自動車の運転手の雇用について次のとおり契約を締結する。

1	内 容	公職選挙法第141条の規定による選挙運動用自動車の運転業務
2	運転する期間	令和3年3月16日から令和3年3月20日まで(5日間)
3	契約金額	OO, OOO円 (1日当たり OO, OOO円× 5 日間)
4	運転する車種及び登録 番号又は車両番号	乗用自動車ワゴンエース 宮城301 か56-78
4	請求及び支払	この契約に基づく契約金額について、乙は、柴田町議会議員及 び柴田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規 定に基づき、柴田町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な 手続を遅滞なく行わなければならない。 なお、柴田町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、 甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。 ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該 当した場合は、乙は柴田町に請求できない。
5	その他	

甲及び乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

令和〇年〇月〇〇日

甲 柴田町議会議員一般選挙候補者

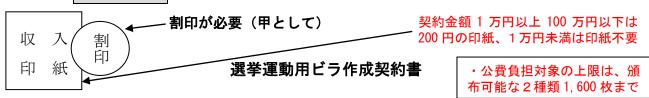
住所 柴田町〇〇△△□□12番34号

氏名選挙いくよ

乙 住所 **柴田町口口789番地**

氏名 ゆず史郎





柴田町議会議員一般選挙候補者 選 挙 い く よ (以下「甲」という。)と **役場印刷株式会社 代表取締役 役場五郎**(以下「乙」という。)は、選挙運動用 ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

1	内 容	公職選挙法第142条の規定による選挙運動用ビラの作成
2	数量及び種類	(種類1)〇,○○○ 枚 (種類2)
3	契 約 金 額	OO, OOO円 (消費税を含む。) 内訳: (種類1) 1枚当たり単価 O円 銭×O,OOO枚 (種類2) " 円 銭×
4	納入期限	(種類 1) 令和〇年〇月〇〇日 (種類 2)
5	請求及び支払	この契約に基づく契約金額について、乙は、柴田町議会議員及 び柴田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規 定に基づき、柴田町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な 手続を遅滞なく行わなければならない。 なお、柴田町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、 甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。 ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該 当した場合は、乙は柴田町に請求できない。
7	その他	

甲及び乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

令和〇年〇月〇〇日

甲 柴田町議会議員一般選挙候補者

住所 柴田町〇〇△△□□12番34号

氏名 選挙 いく よ

乙 住所 **柴田町口口A丁目B番C号**

名称 **役場印刷株式会社**

氏名 代表取締役 役 場 五 郎





収入割印が必要(甲として)印 紙 選挙運動用ポス

契約金額 1 万円以上 100 万円以下は 200 円の印紙、1 万円未満は不要

選挙運動用ポスター作成契約書

・公費負担対象は、今回選挙のポスター掲示場数 100 枚まで

柴田町議会議員一般選挙候補者 **選 挙 い く よ** (以下「甲」という。)と **町村印刷株式会社 代表取締役 町村七子**(以下「乙」という。)は、選挙運動用 ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

1	内 容	公職選挙法第143条の規定による選挙運動用ポスターの作成
2	数量	000 枚
3	契 約 金 額	〇〇〇, 〇〇〇円(単価 〇〇〇円) (消費税を含む。)
4	納入期限	令和O年O月OO日
6	請求及び支払	この契約に基づく契約金額について、乙は、柴田町議会議員及び柴田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づき、柴田町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。なお、柴田町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は柴田町に請求できない。
7	その他	契約金額のうち、公費負担対象として、〇〇,〇〇〇円(1枚当たり単価 〇円〇銭×〇,〇〇〇枚)、公費負担対象外として、〇〇,〇〇〇円(1枚当たり単価 〇円〇銭×〇,〇〇〇枚)

甲及び乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

令和**〇**年**〇**月**〇**〇日

・公費負担対象限度 100 枚を超えて 作成する場合、公費負担対象分と公 費負担対象外分を明示する。

甲 柴田町議会議員一般選挙候補者

住所 柴田町○○△△□□12番34号

氏名 選挙 いくよ

乙 住所 **柴田町口口DEF番地**

名称 **町村印刷有限会社**

氏名 代表取締役 町 村 七 子

選挙

代表

(乙が法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載)

・ポスター作成業者と契約を締結して選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用(印刷費のほかに、デザイン料、写真撮影費など)は全て公費負担の対象となります。この場合、公費負担の対象となるのは「一括して作成したポスター作成業者」であり、個別にデザイン業者や写真撮影業者から請求される場合は公費負担の対象にはなりません(ビラ作成についても同じ)。